

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 起生会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市武二丁目 3 3 番 8 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 5 5 年 2 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 5 年 2 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、及び特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	林内科胃腸科病院	鹿児島県鹿児島市武二丁目33番8号	一般病床 41床 療養病床 36床
診療所			
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
認知症対応型共同生活介護事業	鹿児島市武二丁目32番19号	2ユニット

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年 5月26日 令和3年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- (9) その他

様式 2

法人名 医療法人 起生会
 所在地 鹿児島県鹿児島市武二丁目33番8号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和5年3月31日現在)

1. 資	産	額	1,381,590 千円
2. 負	債	額	782,311 千円
3. 純	資	産	599,279 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	398,921
B 固 定 資 産	982,669
C 資 産 合 計 (A+B)	1,381,590
D 負 債 合 計	782,311
E 純 資 産 (C-D)	599,279

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 起生会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市武二丁目3番8号

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	398,922	I 流動負債	125,909
現金及び預金	203,905	買掛金	6,263
事業未収金	181,051	短期借入金	27,588
たな卸資産	7,005	未払金	28,950
前払費用	1,432	未払費用	30,992
その他の流動資産	5,529	未払法人税等	113
II 固定資産	982,668	未払消費税等	792
1 有形固定資産	953,907	預り金	6,789
建物	398,034	その他の流動負債	24,422
構築物	3,399	II 固定負債	656,402
医療用器械備品	10,483	長期借入金	581,000
その他の器械備品	27,107	医療機関債	50,000
車両及び船舶	1	その他の固定負債	25,402
土地	492,685	負債合計	782,311
その他の有形固定資産	22,198	純資産の部	
2 無形固定資産	2,681	科 目	金 額
ソフトウェア	1,964	I 資本金	65,000
その他の無形固定資産	717	II 資本剰余金	16,250
3 その他の資産	26,080	III 利益剰余金	518,029
その他の固定資産	26,080	任意積立金	110,000
		繰越利益剰余金	408,029
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	599,279
資産合計	1,381,590	負債・純資産合計	1,381,590

様式 4 - 1

法人名 医療法人 起生会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市武二丁目3番8号

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		943,534
2 事業費用		
(1)事業費	996,229	
(2)本部費		996,229
本来業務事業利益		△ 52,695
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		77,850
2 事業費用		77,741
附帯業務事業利益		109
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		△ 52,586
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	67,883	67,884
III 事業外費用		
支払利息	3,939	
その他の事業外費用	3,115	7,054
経常利益		8,244
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	4,060	4,060
税引前当期純利益		4,184
法人税・住民税及び事業税	935	
法人税等調整額		935
当期純利益		3,249

法人名 医療法人 起生会
 所在地 鹿児島県鹿児島市武二丁目33番8号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	1,800	前払費用	165
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	4,434	前払費用	80

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人起生会

理事長 花田 博実 殿

私たちは、医療法人起生会の令和元年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月26日

医療法人起生会

監事 水迫 洋明

